

大東市総合政策アドバイザー業務 委託仕様書

1. 目的

人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や地域経済の縮小、社会保障費の増大、地域の担い手不足など、地方自治体は近年様々な課題に直面しており、限られた人材や予算の中での効率的な業務の遂行と住民サービスの維持・向上が求められている。

これを実現させるためには、これまでの取組や成果を含め、本市の現状や本市を取り巻く社会情勢を、多岐にわたるデータから客観的かつ専門的に比較・分析・検証するとともに、将来社会を見据えて、今後本市が進むべき方向性を導き出し、取り組むべき施策や目標値を検討する必要がある。

以上を踏まえ、本業務においては、高い専門性と広範な視野・知識、豊富な業務経験等を活用し、政策課題の分析や政策立案にかかるアドバイス・提言を得ることで、効果的な市政運営を行うことを目的とする。

あわせて、本市では最上位計画である「第5次大東市総合計画(以下、総合計画という。)」および「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略という。)」において、市の方向性を定め、各種取組を進めているところであるが、それぞれ計画期間の中間年度および計画期間満了となることに伴い、見直しの時期を迎えることから、次期総合計画・総合戦略に向けた改訂においても、上記分析およびアドバイスを受けることを目的とする。

2. 業務名

大東市総合政策アドバイザー業務

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ただし、令和7年11月を目途に、一定の分析や政策立案に向けたアドバイスを実施するものとする

4. 業務内容

政策提言および「幸せデザイン大東(大東市総合計画・総合戦略)」の改訂に伴う次の業務を行うものとする。

(1) 各種データ分析

「人口減少(少子高齢化)対応施策」「子育て支援施策」「産業振興施策」「大東の付加価値創出施策」について、以下の業務を行うものとする。

①本市の特徴やポジショニング等の分析

各種データや市民意識調査等から、将来人口推計と実績の乖離、本市の強み・弱み、大阪府・北河内でのポジショニングなどの整理・分析

※令和6年度までのデータは一定収集済みであり、提供可能

②これまでの取組実績に対する分析

これまでの総合戦略の取組に対する評価と課題分析

③本市の特徴を見極める深掘り分析

上記（１）①②の分析結果を踏まえ、市が指定する項目についての深掘り分析

（２）政策立案にかかる提言およびKPIの設定にかかる助言

①（１）での分析および社会動向等を踏まえた今後の市の施策・取組に対する示唆

②KPIの設定内容や設定値にかかるアドバイス

③上記（２）①②にかかる庁内に向けた研修等の実施

（３）その他

本業務の遂行にあたり、適宜打ち合わせと打合せ内容の議事録の作成を行うとともに、委託者からの相談に対し必要なアドバイスを適宜行うものとする（メール・オンライン可）

5. 業務計画

受託者はあらかじめ業務実施に必要な作業計画（工程・体制等）、品質確保の方針（成果品の確認・検査にかかる体制等）を記載した業務計画書等を提出し、委託者の承認を受けた上で業務を実施するものとする。

また、業務計画等に変更が生じた場合には、速やかに変更計画書を提出し、委託者に承認を得なければならない。

6. 資料の貸与等

（１）本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うこと。ただし、本市が所有し業務に利用できる資料は貸与する

（２）委託者より貸与された資料について、受託者はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき使用し、本業務の目的以外に使用してはならない。また、業務完了後に、速やかに返還しなければならない。万一破損、亡失した場合は、受託者の責任において復元を行わなければならない

7. 業務（管理）責任者および業務担当者

（１）受託者は業務（管理）責任者および業務担当者を定め、秩序正しく誠意をもって業務を行わせるものとする。なお、業務（管理）責任者は、業務担当者を兼ねることはできない

（２）受託者は業務（管理）責任者および業務担当者は、データ分析等に関する専門的知識を有するものとする

（３）業務（管理）責任者は、業務全般の管理を行い、業務の円滑かつ効率的な進捗および適正な履行に関する責任を負うものとする

（４）業務（管理）責任者は、特定の期間に業務が集中し、ヒューマンエラー等による錯

誤等が生じないように留意し、必要に応じて、業務実施内容および進捗状況等について委託者に報告すること

8. 検査責任者

- (1) 受託者は検査責任者を定め、秩序正しく誠意をもって業務を行わせるものとする
- (2) 検査責任者はデータ分析等に関する専門知識を有するものとする
- (3) 検査責任者は、成果品などの品質確保に関する責任を負うものとする

9. 成果品の検査

- (1) 成果品等について、受託者は委託者の検査を受けなければならない
- (2) 受託者は、成果品等の検査において指摘された事項については速やかに修正し、再度検査を受けなければならない

10. 成果品の引渡し

- (1) 検査において指摘した事項を修正し、委託者に成果品等を提出すること
- (2) 提出された成果品等については、委託者にて改めて検査を行う。再度指摘があった場合は速やかに修正すること。検査の合格をもって業務および成果品等の引渡しの完了とする
- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とすること

11. 成果品

- (1) 本市の現状・将来に向けた本市のビジョンにかかる報告書（アドバイスを含む）
- (2) 分析に使用したグラフデータ等
- (3) 打合せ等議事録
- (4) (1)～(3) および、その他資料など関連データ一式（修正可能なデータ及び PDF データ。原則として Word または Excel とする）

※成果物に関する著作権等は、成果物が引き渡された時点で大東市に帰属するものとし、大東市および大東市が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする

※成果物の作成にあたって、資料を引用する場合は、著作者の了解を得て、出典先を明記すること

12. その他

- (1) 委託業務の履行に対し、他の者が著作権等を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者の不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理すること
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令、規則、通知などを遵守し、誠意をもって遂行に努めること

- (3) 本業務の実施にあたって、受託者は個人情報の保護に努めるものとし、委託者やその他の官公署から得た資料および調査によって得た情報の取扱いについては、漏洩や濫用がないように最大限の注意を払わなければならない。受託者は本業務により知り得た情報について、その一切を他に漏らしてはならない。個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」によるものとする
- (4) 受託者は、本契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)および関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること
- (5) 受託者は受託業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、本市が実施する啓発行事への参加の促進や受託者において人権研修を実施するなど、人権啓発の促進に努めるものとする
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、労働施策の総合的な推進並びに労働差の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第八章および職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針を遵守すること
- (7) 本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うものとする